

職員の懲戒処分等について

平成28年12月27日

総務部

関係職員の懲戒処分等を行ったので発表します。

1 事案の概要

旭川市母子福祉連合会事務局業務を担当する嘱託職員が、当該団体が行う貸付金事業において、架空の貸付申込書を作成して貸し付けたように装い、平成26年7月から平成28年11月までの間、合計77件 610万円を着服した。

2 当該職員

(1) 本人

子育て支援部子育て助成課 嘱託職員

(2) 関係職員

子育て支援部長，税務部長

子育て助成課長，旭川市江丹別支所長，学校教育部次長

3 処分の内容

(1) 本人

解職

(2) 関係職員

子育て支援部長及び税務部長 減給1/10 1か月

子育て助成課長他2名 減給1/10 3か月

4 処分日

(1) 本人

平成28年12月22日付け

(2) 関係職員

平成28年12月27日付け